

昭和四十四年九月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

◇ 告 示  
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるも  
の 目 次

健康保険法による保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定

土地配分計画の作成

腐蝕病の発生

種畜証明書の交付

土地の用途廃止

河川区域の廃止

道路の位置の指定

二級建築士試験の合格者

◇ 公 告

◇ 雑 報

児童福祉法による一時保護を加えた児童の所持していた

## 告 示

### 鳥取県告示第五百二十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一四四三号	佐藤 宗保	昭和四十四年八月十八日

### 鳥取県告示第五百二十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
山崎 弘巳	米子市道笑町三丁目四六	鳥国医第一、四四四号	昭和四十四年八月二十六日

鳥取県告示第五百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	注 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐藤 宗保	鳥取市吉方八〇六 鳥取産院内	鳥医 第一、四四三号	昭和四十四年 八月十八日

鳥取県告示第五百二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年 八月十三日	増栄内科医院	米子市旗ヶ崎二区四二九	増栄 克彦

鳥取県告示第五百三十号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次の

とおり告示する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地		増反		団体		摘要
		郡市町村	大字	渡口数	平方メートル	渡口数	平方メートル	
土地	生 山	日野	生 山			一	五、四四・〇〇	用途 道路
"	(逢坂外四 名和庄内)	西伯	名和長野			一	二、一八・〇〇	" ため池
"	小 浜	東伯	小 浜			一	六三・〇〇	" 採草地
"	県 村	米子	日下			一	四〇・〇〇	" 農地

鳥取県告示第五百三十一号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 発生場所等

昭和四十四年 八月二十六日	発生年月日	発生場所	発生群数	摘 要
		岩美郡国府町谷	十一群	焼却及び埋却処分

二 その他必要な事項

発生した地点を中心として半径二キロメートルの区域内のみつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品を、昭和四十四年九月十二日から昭和四十四年九月二十五日まで、家畜防疫員の指示による場合のほかは、移動させてはならない。

種番証明書

番号	名前	品種	生年月日	産地	血統	級別	飼養者住所氏名
昭四四鳥取県臨 第二号	福 氣 高	黒毛和種	昭四二・二・一〇	岩美郡岩美町	第二氣高	三級	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場
第三号	三七一クロメリア プリムローズ六八 一六	大ヨーク シャー種	昭四三・九・一九	米子市両三柳	スターニ〇クロメ リアコップフォー ド一二	二級	東伯郡関金町 鳥取県農業経営大学校
第四号	一一七三ミンクラ ラオーデンスルス ド六六一二	ランドレ イス種	昭四一・一〇・四		四五八クララピツ カーアシユステツ ド六五一一	二級	

鳥取県告示第五百三十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月四日から用途廃止した。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市秋里字埋立九五五ノ二〇番地先から 九五五ノ二二番地先まで		二四四・二〇	池 沼
九三八ノ一番地先から 九三八ノ一六番地先まで		一〇〇・二五	水路敷

鳥取県告示第五百三十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種番証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	名前	品種	生年月日	産地	血統	級別	飼養者住所氏名
昭四四鳥取県臨 第二号	福 氣 高	黒毛和種	昭四二・二・一〇	岩美郡岩美町	第二氣高	三級	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場
第三号	三七一クロメリア プリムローズ六八 一六	大ヨーク シャー種	昭四三・九・一九	米子市両三柳	スターニ〇クロメ リアコップフォー ド一二	二級	東伯郡関金町 鳥取県農業経営大学校
第四号	一一七三ミンクラ ラオーデンスルス ド六六一二	ランドレ イス種	昭四一・一〇・四		四五八クララピツ カーアシユステツ ド六五一一	二級	

鳥取県告示第五百三十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年九月四日から用途廃止した。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市秋里字埋立九五五ノ二二番地先から 九五五ノ二一番地先まで		七六・七〇	水路敷

鳥取県告示第五百三十五号

千代川水系に係る指定区間の一級河川佐治川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年九月四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原一丁目一〇七	鳥取市里仁渡り上り三〇	幅員 四・〇〇メートル 長さ 五〇八・八〇メートル
有限会社 湖南開発	〃	幅員 六・〇〇メートル
代表取締役 森岡 祐太良	〃	幅員 三〇ノ二
〃	〃	幅員 三〇ノ四
〃	〃	幅員 三〇ノ五
〃	〃	幅員 三〇ノ六
〃	〃	幅員 三三
〃	〃	幅員 三三
〃	〃	幅員 三三

〃	三三
〃	三四ノ二
〃	三五
〃	三六
〃	三六ノ一
〃	三〇ノ二地先水路
〃	三〇ノ六
〃	三三ノ一
〃	三五ノ一
〃	三〇 地先農道
〃	三〇ノ一
〃	三〇ノ二
〃	三一
〃	三二
〃	三四ノ二
〃	三六
〃	三三
〃	三五
〃	三六ノ一
鳥取市徳尾字西五反田ノ二	四二一ノ六
〃	四三二ノ一
〃	四二二ノ六
〃	四二〇ノ一〇
〃	四二〇ノ二

鳥取県告示第五百三十七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年九月六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年九月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子上福原一九一九	米子市米原字市庵道東六拾間二一九三ノ五	幅員 四・〇〇メートル
亀尾洋平	二一九六ノ四	幅員 五・〇〇メートル
"	二一九七ノ五	長さ 三五七・八〇メートル
"	二一九八ノ二	"
"	二二〇九ノ二	"
"	二二一〇ノ三	"
"	二二一〇ノ四	"
"	二二一一ノ四	"
"	二二一四ノ三	"
"	二二一五ノ四	"
"	二二二三ノ六	"
"	二二三三ノ五	"
"	二二四ノ二	"
"	二二四ノ三	"
"	二二四ノ三	"
"	二二五ノ二	"

"	二二六ノ五
"	二二七ノ三
"	二二八ノ四
"	二二九ノ五
"	二三〇ノ四
"	二三一ノ五
"	二三二ノ六
"	二三三ノ四
"	二三三ノ四
"	二三九ノ四
"	二四一ノ五
"	二四一ノ五
"	二四八ノ五
"	二四九ノ五
"	二五〇ノ四
"	二五二ノ三
"	二五二ノ五
"	二五四ノ五
"	二五七ノ三
"	二九三ノ五
"	地先水路
"	地先農道
"	二二三ノ四

公 告

昭和44年7月26日および7月27日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和44年9月12日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和44年二級建築士試験合格者

渡辺 信幸	浜崎 祐一	中村 和久	田淵順太郎	大角 秋典
山下 繁吉	田中 衛	前田 公穂	竹内 清	西垣 正治
平木 幹彦	谷口 勝信	東 三千穂	岩田 敬久	千種 照子
有木 広	小田 恭二	本田 純一	岩田 幸雄	稲岡 勉
青山 貴俊	門脇 晃	住田 勝	三上 薫	浜崎富美恵
懸種 英一	松田 登	森 泰久	岩城 賢一	田淵 文男
山本憲太郎	小田切重藏	清水 明子	福田 稔	富山 尚
竹本 義治	石脇 泰雄	前田志佳一	須崎 茂	坂本 一志
宮田 真次	青亀 昭夫	中川 寿雄	林原 健蔵	山田 孝造
伊田 忠司	黒見 進	松浦 彰	松本 進	田敏 満
福原 光夫	荒浜 武夫	吉岡 文夫	西古 和興	亀田 勇

雑 報

次の金は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により、一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金について返還請求権を有する者は、昭和44年9月12日から6箇月以内に申し出てくださ

昭和44年9月12日

鳥取県倉吉児童相談所長

金品の称名	種類	数量	金額	経緯
現金	1,000円札 100円札	40枚 6枚	40,000円 600円	昭和44年8月3日から8月8日までの間に東伯郡羽合町大字橋津地区海水浴場休憩所などにおいて遊泳者の所持金品を15回にわたり撈取したほか、8月8日午後2時頃同海水浴場において所有者不明の現金在中の財布を拾得し、着服横領する等して得た現金である。